

## はしがき

簡易裁判所の民事事件に関する実務書は、以前はあまり見かけなかったが、司法書士に簡裁代理権が認められるようになったここ数年の間に質・量ともに充実し、簡易裁判所の民事事件に特有の論点に関する研究もさまざまな角度からなされるようになってきたように思われる。

もっとも、その一方で、最近の簡易裁判所関係の実務書は、非常に厚いものとなってしまい、カバンなどに入れて持ち運ぶにはやや不便ではないかと感じられるようになった。

また、簡易裁判所の目的が、比較的少額な事件を簡易・迅速に解決することにあることを考えると、そのような事件に対応するために差しあたって必要となる民事訴訟等の基礎知識や情報を比較的短時間で得られるようなハンディな実務書にも、存在意義があると思われる。

そこで、このような観点から、簡易裁判所の民事事件に関するハンドブックを編纂することを思い立った。本書は、その第1巻にあたる通常訴訟編である。

本書のポイントは次のとおりである。

- 簡易裁判所の民事通常訴訟事件について、差しあたって必要ではないかと思われる基礎的な事項について、可能な限り触れることとした。もっとも、その結果、頁数が増えてはかえって利用しにくくなるのではないかとの判断から、説明は極力コンパクトにすることを心がけ、また、簡易裁判所においては、あまり出会わない事項、たとえば、訴訟参加や中断・受継などの項目については、触れないこととした。
- 民事訴訟の基礎知識についての確認のために、「*Check Point*」の項目を、実務上の留意点については「実務ノート」の項目を、適宜の箇所にコラム形式で記載した。さらに、強制執行の準備のための基本的知識について簡単な説明を加えた。
- ハンディさを損なわない範囲で、できるだけ、現実の訴訟で起こりうる設例を入れるとともに、図表や書式・記載例を盛り込んで、わかりやすく、かつ利用しやすいものとなるよう心がけた。

○本書作成にあたってはいろいろな文献を参考にさせていただいたが、ハンドブックという性格上、裁判例や参考文献をいちいち示すことをしなかった。本書によって不足する知識や情報については、加藤新太郎編『簡裁民事事件の考え方と実務〔第3版〕』をはじめとする文献を参照していただきたい。

思い返せば、このハンドブックの企画があがったのは、平成15年の初めであり、当時は2人とも東京簡易裁判所に勤務していたが、その後、それぞれの転勤といった予定外の出来事もあり、早くも3年半の歳月が流れてしまった。その間、時には優しく、時には厳しく督促しながら、気長にお付き合いいただいた田口信義社長や不幸にして本書の担当になってしまった軸丸和宏氏をはじめとする民事法研究会の皆様方には感謝の言葉しかない。これに応えるためにも、このハンドブックが読者の皆様に受け入れられ、シリーズものとして定着することが、筆者らに課せられたこれからの宿題となろう。そのためには、できるだけ多くの皆様方に本書を手にとっていただき、多くの忌憚のないご批判を賜りたいと思う次第である。

平成18年9月

塩 谷 雅 人  
近 藤 基

## 第2版の刊行に際して

刊行にあたって初版後の実務の動きや法改正等を踏まえた補正を行った。補正に際しては、本書の目的を損なわないよう必要最小限度のものとしたが、それでも、補正した箇所は、本書のかなりの部分に及んでいることをご容赦いただきたい。なお、初版の「はしがき」に参考文献としてあげている『簡裁民事事件の考え方と実務』は第4版が刊行されていることにも留意されたい。

平成30年10月 名酒「北国街道」を楽しみながら 執筆者の一人として

近 藤 基



## 第2章で扱う手続の流れ

### 受付相談

裁判所で当事者本人に手続の説明をする。  
各種パンフレットや定型訴状用紙がある。

### 訴状の提出

- 1 形式的記載事項（規則2条）
  - ① 当事者の氏名・名称と住所、代理人の氏名と住所
  - ② 事件の表示
  - ③ 附属書類の表示
  - ④ 年月日
  - ⑤ 裁判所の表示
- 2 実質的記載事項
  - (1) 必要的記載事項（法133条2項・272条）
    - ① 当事者・法定代理人
    - ② 請求の趣旨
    - ③ 請求の原因（特定請求原因）・紛争の要点
  - (2) 準必要的記載事項（規則53条1項・3項）
    - ① 請求の原因（理由づけ請求原因）
    - ② 予想される争点
    - ③ 重要な間接事実
    - ④ 証拠の引用記載
- 3 添付書類（規則55条）

### 訴状の審査

裁判長の訴状審査権（法137条）  
補正命令→訴状却下命令

管轄の調査と移送（法14条～22条）

**原告** 訴状を作成して裁判所に提出する。→訴えの提起

※原告が口頭弁論終結時までに請求を特定しないと訴え却下判決がなされる。  
原告の請求を認容するためには理由づけ請求原因事実の主張が必要

**原告** 必要に応じて、訴状の補正、登記事項証明書等の書類や書証の追完

# 1 受付相談

当事者本人が手続にかかわること（**本人訴訟**）の多い簡易裁判所では、受付で各種紛争解決手続を説明する（実務上、「手続教示」と呼ばれている）ための受付相談が行われている。簡易裁判所における民事紛争解決のためのメニューとしては、通常訴訟をはじめとして、支払督促、民事調停、債務整理のための特定調停、訴え提起前の和解、民事保全、手形などの証券を喪失した場合の公示催告手続などが用意されている。受付相談の窓口では、裁判所書記官などの職員が、各種パンフレットや、定型の各種申立書を用意して、相談に応じている（25頁以下に定型訴状を紹介する）。

電話による相談については、管轄や予納郵便切手といったような定型的な質問には応じているが、一般的には直接裁判所に出向くことが予定されている。

また、裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）にアクセスして、インターネットで簡易裁判所の民事訴訟の手続に関する説明および書式を閲覧することができる。

いうまでもなく、公正中立である裁判所の性格上、相談に応じられる内容は、各種手続の申立てに関する教示が中心となる。相談者にとっては、どのようにすれば訴訟に勝てるか、自分の主張を認めてもらえるのか、といったことが重大関心事であろうが、そのような要望については、法律の専門家に相談するよう促すことにならざるを得ないことに留意が必要である。

# 2 訴状の提出

民事通常訴訟は、まず裁判所に対する**訴状の提出**をもって始まる（法133条1項）。訴えの提起の原則である。

訴状は、裁判所に対する申立ての内容（**審判の対象**）を明らかにするもの

であり、被告とされた者に対しては、その副本を送達する（規則58条1項）ことによって防御の態勢を整える役目も果たすことになる重要な書類である。訴状の提出は、当事者の最初の**訴訟行為**である。

ただし、次のように、訴状を提出せずに通常訴訟が始まる場合があることにも留意が必要である。

- ① 少額訴訟手続からの通常訴訟への移行（法373条2項）
- ② 督促異議申立てによる通常訴訟への移行（法395条）
- ③ 訴え提起前の和解の不成立による訴訟への移行（法275条2項）

なお、調停不成立等の場合に、申立人が原告として調停の目的である請求について訴えを提起した場合には、調停不成立等の日から2週間以内であれば、調停申立ての時にその訴えの提起があったものとみなされる（民調法19条）。

簡易裁判所においては、口頭による訴えの提起（法271条）や、当事者の任意の出頭による訴え提起（法273条）も、制度としては認められているが、本人訴訟において、実務上、最もよく利用されているのは、定型訴状等を利用した準口頭受理の方法である。なお、これらの手続は、一般市民が当事者本人として利用しやすいように設けられた訴え提起方法の特則という位置づけとして理解すべきであり、法律の専門家である訴訟代理人が関与したうえでの利用は予定されていない。

#### 実務ノート——督促異議申立てによる通常訴訟への移行

督促異議申立ては、仮執行宣言前の督促異議（法390条）と、仮執行宣言後の督促異議（法393条）の2つに分けられる。

仮執行宣言前の督促異議は、債務者（被告）に対する支払督促正本送達後から支払督促失効（法392条）までの期間内（債務者に対する支払督促正本送達日の翌日から44日間）またはそれ以前に仮執行宣言の発付がされたときはそれまでの期間内にされた督促異議申立てのことを指している。

これに対し、仮執行宣言後の督促異議は、仮執行宣言付支払督促正本送達後2週間を経過するまでの期間にされた督促異議申立てのことである。期間経過

後は、不適法な督促異議申立てとして却下される。却下決定例は、次のとおりである。

平成〇〇年(イ)第〇〇号

## 決 定

原 告（債権者） ○ ○ ○ ○

被 告（債務者） ○ ○ ○ ○

上記当事者間の平成〇〇年(ロ)第〇〇号〇〇請求事件について、債務者から仮執行宣言付支払督促に対し督促異議の申立てがあったので、当裁判所は次のとおり決定する。

## 主 文

本件督促異議の申立てを却下する。

## 理 由

本件督促異議の申立ては、平成〇〇年〇〇月〇〇日受理されているが、仮執行宣言付支払督促正本が平成〇〇年〇〇月〇〇日債務者に送達されたことは記録上明らかであるから、上記申立ては督促異議申立期間経過後にされた不適法なものである。

よって、民事訴訟法394条1項により主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇簡易裁判所

裁判官 ○ ○ ○ ○

仮執行宣言前の督促異議申立てがされると、支払督促は失効し（法390条）、支払督促申立てのときに訴えの提起があったものとみなされる（法395条）。

これに対して、仮執行宣言後の督促異議申立ての場合は、支払督促の確定が阻止されるだけであって、支払督促が失効することはない。したがって、執行停止が認められない限り、執行力（161頁参照）が認められることになる。

### 3 訴状の記載事項

訴状に記載すべき事項には、規則2条の定める**形式的記載事項**と、法133条2項および規則53条の定める**実質的記載事項**がある。以下、訴状の記載例に基づいて解説する。

#### 【書式1】 訴状の記載例

	<b>訴 状</b>	
<b>⑧</b> 印 紙		<b>④</b> 平成〇〇年〇〇月〇〇日
<b>⑤</b> 〇〇簡易裁判所 御中		
	原告 株式会社〇〇クレジット <b>⑥</b>	
	訴訟代理人支配人 ○ ○ ○ ○ <b>⑩</b>	
	<b>①</b> 東京都〇〇区〇〇1丁目1番1号	
	原 告 株式会社〇〇クレジット	
	代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○	
	訴訟代理人支配人 ○ ○ ○ ○	
	<b>⑬</b> 電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	<b>⑱</b> 送達場所 ○〇市〇〇1丁目2番3号 ○〇ビル3階	
	〇〇県〇〇市〇〇23番34号	
	被 告 ○ ○ ○ ○	
	.	
<b>②</b> 事件名 保証債務履行請求事件		
<b>⑦</b> 訴訟物の価額	78万6558円	
<b>⑧</b> ちょう用印紙額	〇〇〇〇円	
<b>⑨</b> 添付郵券	〇〇〇〇円	



**⑩** 第1 請求の趣旨

**⑫** 1 被告は、原告に対し、78万6558円及びこれに対する平成29年12月30日から支払済みまで年6パーセントの割合による金員を支払え。

**⑬** 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言（**⑭**）を求める。

**⑪** 第2 請求の原因

1 原告は、信用購入あっせん等を業とする会社である。

2 原告は、訴外〇〇〇〇（以下「訴外〇〇」という。）との間で、平成28年7月14日、次の要旨の立替払契約を締結した（甲第1号証（**⑮**））。

(1) 原告は、訴外〇〇が訴外〇〇自動車販売株式会社（以下「訴外販売会社」という。）から平成28年7月14日購入した自動車1台の代金125万円を立替払いする。

(2) 訴外〇〇は、原告に対し、上記立替金及び手数料21万6884円の合計146万6884円を次のとおり分割して支払う。

平成28年8月から平成31年8月まで4万円（ただし最終回は2万6884円）

3 被告は、原告に対し、平成28年7月14日、訴外〇〇の原告に対する前項の債務につき書面により連帯保証した（甲第1号証）。

4 原告は、訴外販売会社に対し、平成28年7月15日、前記代金125万円を立替払いした。

5 原告は、訴外〇〇に対し、平成29年12月9日到達の書面で、支払期の過ぎた割賦金を20日以内に支払うように催告した（甲第2号証）。

6 訴外〇〇及び被告の既払額は68万0326円である。

7 よって、原告は、被告に対し、上記立替金及び手数料の残金78万6558円及びこれに対する期限の利益喪失の日の翌日である平成29年12月30日から支払済みまで商事法定利率年6パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める。

**⑯** 証拠方法

1 甲第1号証 立替払契約書

2 甲第2号証 内容証明郵便（配達証明付き）

### ③ 附属書類

1	訴状副本	1通
2	甲1, 2号証写し	各1通
3	登記事項証明書	1通

#### (1) 形式的記載事項

規則2条が定める記載事項である。訴状をはじめ、当事者が提出する準備書面その他の書面に記載すべき事項である。①当事者の氏名または名称および住所並びに代理人の氏名および住所、②事件の表示、③附属書類の表示、④年月日、⑤裁判所の表示を記載して、当事者またはその代理人が記名押印(⑥)しなければならない。このうち、「当事者」および「法定代理人」は実質的記載事項(法133条2項1号。16頁以下参照)でもある。事件名は、請求の趣旨および請求の原因を要約して「〇〇請求事件」と記載する。なお、訴え提起時に付けられた事件名は、その後、請求の内容が変更されても変わることはない。

「附属書類」は、訴状副本(規則58条1項参照)、登記事項証明書、戸籍謄本、証拠となる文書の写し(規則55条)、資格証明書、訴訟委任状など、必要な添付書類を、通数を明らかにして記載する。

「年月日」は、作成年月日を記載する。

#### (2) 訴訟代理人

規則2条1項1号の代理人には、**法定代理人**と**任意代理人**がある。法定代理人は当然に訴訟を遂行できる(法31条など)。任意代理人は、訴訟遂行のために包括的に代理権を授与された場合でなければならない。これらを**訴訟代理人**という。訴訟代理人には、支配人などのように法令に基づいてなる場合(会社法11条1項など)と、訴訟委任に基づく場合がある。後者の筆頭が**弁護士**である(法54条1項)。簡易裁判所においては、弁護士に加え、簡裁訴訟代理能力の認定を受けた**司法書士**(司法書士法3条1項6号～8号・2項～7項)が訴訟代理人となることができる。この場合には、訴状にその氏名、資格お

よび住所（事務所）を記載する（規則2条1号）。

また、簡易裁判所においては、裁判所の許可（代理の必要性和代理人としての適格性により許否の判断がされる）を得れば弁護士や司法書士でない者でも訴訟代理人となることができる（許可代理人。法54条1項ただし書）。もっとも、裁判所の許可を受けることを前提として、許可代理人名で訴状を作成し、提出することは予定されていないと考えられる。

### 【書式2】 代理人許可申請書

収入印紙 500円分貼付  消印しないこと	訴訟代理人を許可する。 平成 年 月 日 ○○簡易裁判所 裁判官  即日申請当事者に 口頭・電話 で告知済み
<b>代理人許可申請書</b>	
事件の表示	平成 年(第 号 原告 被告
理由 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 本人が病気で出頭できないため <input type="checkbox"/> 本人が仕事の都合で出頭できないため <input type="checkbox"/> 代理人は本件の事情に通じているため <input type="checkbox"/> その他 ( )
代理人の表示	住所 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____ 申請人との関係 _____
○○簡易裁判所 御中 上記の者を私の代理人とすることを許可してください。 平成 年 月 日 申請人 <input type="checkbox"/> 原告 <span style="float: right;">㊟</span> <input type="checkbox"/> 被告	
<b>委任状</b>	
私は、上記「代理人の表示」欄記載の者を代理人と定め、上記訴訟事件	

について次の権限を委任します。

- 1 上記事件の訴訟行為に関する一切の権限
- 2 民事訴訟法55条2項各号に定める権限

平成 年 月 日

原告

被告

印

※該当事項につき、  
上記に✓を付した。

受付印

貼用印紙500円

- (注) 1 代理人許可申請書には、印紙500円を貼付して提出する。また、申請人と代理人との関係を証明する書類（住民票写し等）を添付する。
- 2 申請書は、第1回口頭弁論期日で提出される例が多いが、出頭予定者が誰であるのかということは、訴訟を進めるうえで重要であるので、なるべく事前に提出するのが相当である。

### (3) 訴え提起の手数料

訴状の提出の際には、訴額(7)に応じて**訴え提起の手数料**として必要な額の収入印紙を貼付(8)して納めなければならない(民訴費用法4条・8条。51頁参照)。手数料の不納付は**訴状却下命令**(法137条2項)の対象となる。各種書類の**送達費用**の予納(9)も必要である(民訴費用法11条・13条)。訴状には、訴訟物の価額とあわせてこれらの事項も記載するのが一般的である。

### (4) 実質的記載事項

法133条2項および規則53条の定める記載事項である。法133条2項の規定する記載事項は、これに不備があれば、裁判長の訴状審査権により**補正命令**が発せられ、補正に応じない場合には命令で**訴状却下**される(法137条1項・2項)という厳格なものであり、**必要的記載事項**と呼ばれている。これに対

して規則53条の規定する記載事項は、そこまでの厳格さは要求しないが、紛争解決のための争点を明らかにして実質的な審理に入ることができるように要求しているもので、**準必要的記載事項**と呼ばれている。

#### (A) 必要的記載事項

必要的記載事項について定める法133条2項の要求する記載事項は①当事者および法定代理人と、⑩請求の趣旨および⑪請求の原因である。

##### (a) 当事者

紛争の当事者であって、判決の名あて人になる、原告と被告になるべき者（**当事者適格**）である。自然人や法人、権利能力なき社団（マンションの管理組合等）・財団も当事者となりうる（法29条）。

##### (b) 法定代理人

当事者能力、訴訟能力や法定代理は、民法などの規定（民法3条・4条ないし6条・8条・9条・12条・13条・16条・17条・34条・35条、会社法584条など）により定められ（法28条）、当事者が未成年者（なお、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。平成34年4月1日施行）により、民法の成年年齢が18歳に引き下げられることにも留意）などの訴訟能力をもたない者である場合には、実体法上の法定代理人が訴訟行為を行う（法31条）。このような場合の法定代理人は必要的記載事項となる。

##### (c) 請求の趣旨

原告が裁判所に求める判決主文に相当する審判内容である。**給付の訴え**の場合には、誰が誰に対し、どのような給付内容について給付命令を出してほしいかを明らかにする（⑫）。**確認の訴え**の場合には、確認の対象である権利または法律関係を明らかにする。たとえば、『原告が、別紙物件目録記載の土地について、囲繞地通行権を有することを確認する。』との判決を求める』のような記載となる。**形成の訴え**の場合には、判決によって形成の効果が生ずる法律関係を明らかにする。たとえば、『被告が平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇との間でした別紙物件目録記載の土地についての贈与契約を取り消す。』との判決を求める』のような記載となる。

[著者紹介]

## 〔著者紹介〕

塩谷 雅人（しおや まさと）

東京簡易裁判所判事、静岡簡易裁判所判事などを歴任

近藤 基（こんどう もとひ）

京都簡易裁判所判事、大阪簡易裁判所判事などを歴任

# 簡裁民事ハンドブック①〈通常訴訟編〉〔第2版〕

---

平成30年10月29日 第1刷 発行

定価 本体2,500円+税

著者 塩谷雅人・近藤 基  
発行 株式会社 民事法研究会  
印刷 藤原印刷株式会社

---

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

---

落丁・乱丁はおとりかえします。  
カバーデザイン 袴田峯男

ISBN978-4-86556-253-8 C3332 ¥2500E